

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月3日

【会社名】 株式会社佐藤渡辺

【英訳名】 WATANABE SATO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上 河 忍

【本店の所在の場所】 東京都港区南麻布一丁目18番4号

【電話番号】 東京(3453)7351 代表

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 丹 波 弘 至

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南麻布一丁目18番4号

【電話番号】 東京(3453)7351 代表

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 丹 波 弘 至

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第84回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 会社提案

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金5円

#### 第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となるため、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮出来るよう、変更定款案第28条（取締役の責任免除）第2項を新設するとともに、現行定款第35条（社外監査役との責任限定契約）の一部を変更し、あわせて字句の修正を行うもの。

#### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、上河忍、角谷正人、加藤幸夫、高橋茂、藤井尚之及び小出尋常の6名を選任する。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、宮城成之、佐藤嘉記及び石原祥子の3名を選任する。

#### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、久保義人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件  
ならびに当該決議の結果

会社提案

| 決議事項  | 賛成      | 反対   | 棄権 | 決議結果    |    |
|-------|---------|------|----|---------|----|
|       |         |      |    | 賛成比率    | 可否 |
| 第1号議案 | 9,994個  | 381個 | 個  | (96.0%) | 可決 |
| 第2号議案 | 10,213個 | 162個 | 個  | (98.1%) | 可決 |
| 第3号議案 |         |      |    |         |    |
| 上河 忍  | 10,155個 | 220個 | 個  | (97.5%) | 可決 |
| 角谷正人  | 10,225個 | 150個 | 個  | (98.2%) | 可決 |
| 加藤幸夫  | 10,225個 | 150個 | 個  | (98.2%) | 可決 |
| 高橋 茂  | 10,220個 | 155個 | 個  | (98.1%) | 可決 |
| 藤井尚之  | 10,225個 | 150個 | 個  | (98.2%) | 可決 |
| 小出尋常  | 10,158個 | 217個 | 個  | (97.5%) | 可決 |
| 第4号議案 |         |      |    |         |    |
| 宮城成之  | 10,251個 | 124個 | 個  | (98.4%) | 可決 |
| 佐藤嘉記  | 10,216個 | 159個 | 個  | (98.1%) | 可決 |
| 石原祥子  | 10,216個 | 159個 | 個  | (98.1%) | 可決 |
| 第5号議案 |         |      |    |         |    |
| 久保義人  | 10,213個 | 162個 | 個  | (98.1%) | 可決 |

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。  
 第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。  
 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成です。  
 第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本定時総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本定時総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上